

2026（令和8）年度水泳（コーチⅠ・Ⅱ、基礎）指導員研修会開催要項

- 1 主 催 一般財団法人山口県水泳連盟
- 2 後 援 山口県
- 3 主 管 一般財団法人山口県水泳連盟
- 4 目 的 本研修会は、（公財）日本水泳連盟、スポーツ指導員規則第22条に基づき開催されるもので、常に深い教養と高い品性の陶冶に努めるとともに、水泳の普及と発展に努め、水泳指導員の社会的指導者としての地位の向上、資質、技能の向上を図ることを目的としてこの研修会を義務付ける。
- 5 研修の義務 資格証の有効期限前年度までに研修会に参加しなかった場合は、資格証の更新はできない。研修会は実技・講義の2日間受けなければならない。年度内であれば実技講習日、講義講習日を別々に受けても研修と認める。
- 6 日程及び会場

【講義会場】

- 第1回 山口会場 2026年 5月 9日（土） TOKKI アクアアリーナ山口
（山口きらら博記念公園プール）
- 第2回 光 会場 2026年11月22日（日） 山口県スポーツ交流村

【実習会場】

- 第1回 山口会場 2026年 5月10日（日） TOKKI アクアアリーナ山口
（山口きらら博記念公園プール）
- 第2回 山口会場 2026年 7月 4日（土） TOKKI アクアアリーナ山口
（山口きらら博記念公園プール）
- 第3回 山口会場 2026年 7月 5日（日） TOKKI アクアアリーナ山口
（山口きらら博記念公園プール）
- 第4回 山口会場 2026年11月 1日（日） TOKKI アクアアリーナ山口
（山口きらら博記念公園プール）

7 講義研修会内容

※講義内容についてのお問い合わせは、当連盟メールyngswim@mocha.ocn.ne.jpにご連絡ください。

山口	14:00	14:30		16:00		17:30
光	8:30	9:00		10:30		12:00
	受 付	講 義	・ 救 急 法	水 泳 実 技		閉講式 解散

- 8 費 用 研修会費6,000円
※維持会費（2,000円）未納者は一緒に納入ください。

9 申込方法

(1) 別紙申込書記入・参加費同封の上、以下①～③いずれかの方法で申込みをしてください。

①現金書留（申込書と現金を一緒にお送りください）

②郵送（申込書と振込のコピーを一緒にお送りください）

③メール・FAX申込（申込書データと郵便振替振込のコピーをお送りください）

☆ 郵便振替：口座番号 01580-3-6016（財）山口県水泳連盟

信金：振込先 萩山口信用金庫 湯田支店 普通預金 0488306

口座名義：（財）山口県水泳連盟 ざい やまぐちけんすいえいれんめい 会長 かいちょう 青木 あおき 賢治 けんじ

(2) 申込期間

山口会場（講義） 2026年 4月 1日(水)～ 4月13日(月)

山口会場（5月10日実習） 2026年 4月 1日(水)～ 4月13日(月)

山口会場（7月4日実習） 2026年 4月 1日(水)～ 6月 8日(月)

山口会場（7月5日実習） 2026年 4月 1日(水)～ 6月 8日(月)

山口会場（11月1日実習） 2026年 4月 1日(水)～10月 5日(月)

光会場（講義） 2026年 4月 1日(水)～10月12日(月)

(3) 申込場所 〒753-0076 山口市泉都町10-21 泉都町ハイツ

(一財)山口県水泳連盟事務局 宛

TEL 083-932-2110

FAX 083-932-2133

E-mail ymgswim@mocha.ocn.ne.jp

10 携行品

講義：水着、タオル、教本、筆用具、水泳指導員資格証及び手帳

実習：白又は無地のポロシャツ、紺系長ズボン、白シューズ、役員資格者は役員手帳

※競技会役員実習日の昼食は支給します。

11 その他

・有効期限2027年3月31日の方は、5月の講義と5月もしくは7月の実習を受講してください。

有効期限2027年9月30日の方は、今年度までに研修会を受講してください。

有効期限2028年3月31日の方は、来年度9月30日までに研修会を受講してください。

・研修会開催の1週間前までに詳細をメール送信いたします。申込書には必ずメールアドレスを記載してください。文書発送を希望する人は返信用封筒（110円切手貼付・郵便料金改定の場合は該当料金の切手貼付）を申込書と一緒にお願いします。

・今年度（公財）日本スポーツ協会認定指導員に合格された人は、ご連絡ください。

また、住所氏名等に変更ある人は変更届けを提出してください。

・次の年齢に達した人は、特例により講義日下記内容を免除することができます。

65歳に達した人は、実技研修を免除します。（実技はないがその場にいること）

70歳に達した人は、蘇生法を含む救急処置を除き、学科及び実技を免除します。

※ 競技会役員実習は免除になりません。

75歳に達した人は、蘇生法・救急処置のみとし、その他免除とします。

・公認水泳指導員及び基礎水泳指導員に関する講習・検定試験の免除規程につきましては、当連盟事務局までお問い合わせください。